

和解勧告書

中央労働委員会は、公益財団法人笹川保健財団（以下「法人」という。）と国家公務員一般労働組合（以下「組合」という。）、利害関係人稲葉上道組合員及び利害関係人大久保菜央組合員（以下、両組合員を「本件組合員ら」といい、組合と併せて「組合ら」という。）との間の中労委令和4年（不再）第19号事件に関し、下記により和解することを適當と認め、和解を勧告する。

記

1 組合と法人は、法人が、国立ハンセン病資料館の設立の経緯や目的を忘れることなく、全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）を含むハンセン病療養所入所者・元患者及びその家族の意向を尊重しながら、国立ハンセン病資料館の管理運営を行うことを約束することを前提に、本和解合意により本件紛争を解決するに至った。

2 法人と組合らは、法人と本件組合員らとの間には雇用関係が存在しないことを相互に確認する。

3 法人は、組合らに対し、解決金 [] 円を、令和 [] 年 [] 月 [] 日までに組合らが指定する銀行口座（[] ）に振り込む方法により支払う。

なお、振込み手数料は法人負担とする。

4 法人は、本件が紛争に至ったことについて遺憾の意を表明し、法人と組合は、組合員及び全ての労働者が安全に安心して働く環境をつくり、健全な労使関係を構築することを相互に約す。

5 法人は、その従業員が就業する施設（国立ハンセン病資料館、重監房資料館及び社会交流会館）内で組合活動を行った場合、当該組合員に対して労働組合法第7条第1号に則った対応をとることを約束する。

6 法人と組合は、本和解の成立に際して、全療協を含むハンセン病療養所入所者・元患者及びその家族の歴史等をふまえ、国立ハンセン病資料館の展示、イベントその他の企画に関する意見聴取会を開催する。本件組合員らは、上記意見聴取会において、上記企画に関する要望書を提出するものとし、法人は、その内容を真摯に検討するよう努める。なお、上記意見聴取会の出席者は、法人及び組合がそれぞれ決定する。

7 法人と組合は、団体交渉に際して、組合は義務的団交事項以外の事項について要望書を提出することができ、法人は当該要望書を拒否することなく受領することを相互に確認する。

8 法人は、ハラスメント発生の防止の方針を明確化した上でその周知・啓発を実施し、相談に応じ、適切に対応するために外部の通報窓口の設置を含む体制を整備し、ハラスメントが発生した場合には公正かつ迅速・厳正な対応をすることを約束する。

9(1) 法人と組合らは、第三者に対し、正当な理由なく、本和解条項第3項の内容を公表しない。
(2) 法人と組合らは、本件について、事実に反する報告や発表、相手方の名誉を毀損する言動又は相手方を誹謗中傷する言動に及ぼないことを相互に約束する。

10 法人と組合らは、法人と組合らとの間に、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、稲葉上道組合員の私物の返還については、法人と組合との間で別途協議する。

以上

令和5年9月13日

中央労働委員会

審査委員 守島 基博 

参与委員 山本 和代 

参与委員 宮近 清文 

公益財団法人笛川保健財団

理事長 佐藤 英夫 殿

国家公務員一般労働組合

執行委員長 中本 邦彦 殿

利害関係人 稲葉 上道 殿

同 大久保 菜央 殿

本和解については、労働組合法第27条の14第2項所定の要件を満たしているものと認め
る。よって、本件（中労委令和4年（不再）第19号）の審査手続は終了し、本件に係る初審命
令（東京都労委令和2年（不）第43号）は失効する。

令和5年9月13日

中央労働委員会

審査委員 守島 基博



上記勧告を受諾し、労働組合法第27条の14第2項による和解の認定を申し立てる。

令和5年9月13日

公益財団法人笛川保健財団

理事長 佐藤 英夫

上記代理人

弁護士 矢田 次男



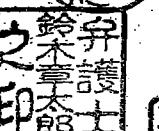
同 渡邊 誠



同 松林 智紀



同 鈴木 章太郎



国家公務員一般労働組合



執行委員長 中本 邦彦



上記代理人

弁護士 今泉 義竜



同 小部 正治



利害関係人 稲葉 上道



同 大久保 菜央

